

千葉県育児相談事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、育児への不安や悩みを抱える父母等に対し、保育所（園）、認定こども園及び地域型保育事業（以下「保育所（園）」という。）の育児機能を地域に提供すること等により、乳幼児の健全な成長発達及び福祉の増進を図るため、保育所（園）において実施する育児相談業務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 本市に在住する乳幼児を持つ父母等とする。

(実施方法)

第3条 育児相談の実施は、電話・FAX又は面接で行う。

(実施日時)

第4条 育児相談の実施は、月曜日から金曜日までの開所日とし、午前9時30分から午後4時までとする。

(実施施設)

第5条 育児相談は、市内全保育所（園）で実施するものとする。

(相談内容)

第6条 相談内容は、躰、遊び、健康、食事、発達上の問題等保育所（園）機能のなかで果たせるものに限る。

(担当者)

第7条 育児相談は、保育所（園）長等が適宜相談に応じるものとする。

(関係機関との連携)

第8条 この事業の実施に当たっては、児童相談所、保健所、保健福祉センター等の関係機関と連絡調整を図り、事業が円滑かつ効果的に行われるよう努めるものとする。

(実施上の留意事項)

第9条 相談業務を行うにあたっては、個人の秘密は厳守するものとする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、こども未来局長が定める。

附 則

この要綱は、平成元年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。